

石州瓦産業コロナ禍対応緊急支援事業補助金交付要綱

石州瓦工業組合

(通則)

第1条 石州瓦工業組合（以下「組合」という。）が交付する石州瓦産業コロナ禍対応緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、島根県補助金等交付規則（昭和32年規則第32号）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、島根県内の工務店等（以下「工務店等」という。）が県内の建築物について石州瓦や瓦関連製品を使用する取組みに対して補助金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている石州瓦業界の販売促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、使用する用語の定義は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 「石州瓦」とは、組合の組合員が製造した瓦とする。
- (2) 「瓦関連製品」とは、組合の組合員が製造したタイル等とする。
- (3) 「工務店等」とは、島根県内に事業所を有するハウスメーカー・ビルダー・工務店・屋根工事店等であって、住宅建築（リフォーム含む）の際に、施主の契約の相手方となる会社をいう。
- (4) 「新築」とは、石州瓦を使用した住宅を新たに建てることをいう。
- (5) 「リフォーム」とは、石州瓦を使用した屋根葺き替え工事、屋根工事を伴う増改築をいう。
- (6) 「屋根工事の完工」とは、屋根工事業者の業務が完了した時点とする。

(交付の対象及び補助の要件)

第4条 組合理事長は、別表に従い予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付の対象者としなない。

- (1) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項のいずれかに該当する場合
- (2) 島根県税の滞納がある場合

(補助事業者の要件)

第5条 補助事業者は、工務店等とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式1）に必要な書類を添えて、組合理事長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 組合理事長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をしなければならない。

2 組合理事長は、前項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書（様式2）により交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請書の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、

当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から起算して7日以内に、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定により申請の取下げをしようとするときは、補助金交付申請取下げ届出書(様式3)を組合理事長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を変更、中止又は廃止しようとするときには、あらかじめ、変更(中止・廃止)承認申請書(様式4)を組合理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業を廃止したときは、令和5年2月28日までに、補助金実績報告書(様式5)に必要書類を添えて、組合理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 組合理事長は、前条の実績報告書の提出があったときは、報告書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めるときは補助金の額を確定し、本補助金の額の確定通知書(様式6)により当該補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第12条 補助金の支払は精算払とする。

- 2 補助事業者が、精算払を受けようとするときは、交付請求書(様式7)を組合理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 組合理事長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助事業に係る補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (2) 補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、この要綱又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をしたとき。
 - (4) 補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反したとき。
- 2 前項第4号の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14条 組合理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(加算金及び延滞金)

第15条 補助事業者は、前条の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の最後の受領の日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を組合に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を組合に納付しなければならない。

3 組合理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(暴力団排除に関する誓約)

第16条 補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付の申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月16日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別表)

【交付の対象及び補助の要件】

| 区分 | 石州瓦販売促進支援事業 | 瓦関連製品販売促進支援事業 |
|-------------|---|--|
| 交付対象者 | 島根県内に事業所を有する工務店等 | 左記の事業を活用する 島根県内に事業所を有する工務店等 |
| 交付対象となる事業内容 | 県内の建築物について、 石州瓦を使用した住宅の新築、 リフォームを行うもの | 石州瓦生産企業が製造する 瓦関連製品（タイル等）を使用するもの |
| 補助の要件 | 1. 令和5年2月28日までに、石州瓦を使用した屋根工事を完工し、実績報告を行うこと。 | 1. 令和5年2月28日までに、瓦関連製品の納品を受け、実績報告を行うこと。 |
| | 2. 石州瓦の屋根施工面積が 80㎡以上であること。 | 2. 瓦関連製品の使用金額が 60千円以上であること。 |
| 補助金の額 | 70千円/棟 | 30千円/棟 |
| その他留意事項 | ・ 国及び地方公共団体の所有にかかる建築物は除く。 | |
| | ・ 国もしくは国費が充当されている補助制度との併用不可。 | |
| | ・ 屋根面積1㎡あたりの瓦の使用枚数については以下のとおり算出する。 J形=16枚/㎡、S形=14枚/㎡、F形=12枚/㎡ ※棟部のみ工事にあつては、石州瓦工業組合の平直換算による。 | |